

## 令和6年度 貨物自動車免許取得等助成事業 留意事項

令和6年12月1日  
公益社団法人青森県トラック協会

令和6年12月に健康保険証の新規発行が終了し、いわゆる「マイナ保険証」に移行するとともに、マイナ保険証非保持者については、「資格確認書」が交付されることとなっておりますが、マイナ保険証・資格確認書の券面からは、当該運転者が従業員として雇用されていることが確認できません。

このため、マイナ保険証へ移行された方は、雇用保険被保険者通知書の「事業所名略称」により確認することといたします。

(変更前) 健康保険証の写し

(変更後) 原則として雇用保険被保険者通知書等の写し（従業員として雇用されていることが確認できる、公の書類）